

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 37 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations
Subject: AB BASIC WAGES: DIFFERENCES BETWEEN ILO AND IBF CALCULATIONS
Date: 7 December 2020

国際海事使用者委員会(IMEC)は、情報共有の為、熟練船員(AB) 国際労働機関(ILO) の最低基本賃金と国際団体交渉協議会(IBF)が定める賃金の差について述べたCircular(20)123(添付)を発行しました。

2006年海上労働条約指針B2.2.4は、

「熟練船員の月額基本賃金、又は給与は合同海事委員会(JMC), 又は国際労働機関事務所の統括組織が認定した団体によって定期的に定められた金額を割ってはならない」

としています。(記: 額面比較ではIBF設定賃金がILOのそれを下回っている様に見えます。)

添付IMEC Circular(20)123に説明しています様に、(実質労働時間に対する)IBF(が設定している)賃金はILO設定の最低賃金を上回っています。

本船舶安全通知書は延長、廃版、取り消し等の特記がない限り発行後1年間のみ有効とします。

MSA No. 37-20J

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします